

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 10 日

関係団体の長 殿

静岡労働局労働基準部健康安全課長

「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 8 第 1 項において規定している医師による面接指導については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 52 条の 2 第 1 項において、「休憩時間を除き一週間あたり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月あたり八十時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であること」と要件を規定しています。

この疲労の蓄積の状況を確認するため、「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」（平成 16 年 6 月公表。以下「労働者チェックリスト等」という。）が中央労働災害防止協会により作成され、広く活用されているところです。

今般、最新の知見等を踏まえ、中央労働災害防止協会において、労働者チェックリスト等について新たに項目の追加等の見直しを行い、別紙 1 及び別紙 2 の新旧対照表のとおり、食欲、睡眠、勤務間インターバルに関する項目を追加する等の改正が行われました。改正後の労働者チェックリスト等は別紙 3 及び別紙 4 のとおりです。

つきましては、貴団体におかれましても傘下会員、事業場等に対して労働者チェックリスト等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。